

し尿くみ取り手数料の 改定について

相楽広域行政組合

1 主旨

し尿の収集運搬業務の安定性確保のため、「し尿くみ取り」に係る手数料を改定する。

○し尿の収集運搬業務の安定性確保

し尿の収集運搬業務（組合（構成市町村）の責務）を収集運搬業者が実施。料金を住民からくみ取り券により徴取



（課題）コスト増加による業者の経営圧迫
○下水道・浄化槽への切替えによる収集世帯の散在化
○直接経費の増加

（対応）し尿くみ取りに係る手数料の増額改定



業者の収入増加（経営の安定化）

し尿の収集運搬業務の安定性確保

○手数料と委託料の関係
組合が条例で定める手数料の額が、収集業者への委託料となる

○し尿くみ取り手数料の算出について

（前回改定（平成26年）時算出）

- ①収集運搬作業に係る経費（原価計算）
- ②1日当たりの収集運搬回数/1台



現行料金 128円/10ℓ

（今回算出）

平成26年同様に上記①②から算出



収集世帯の散在化
直接経費の増加

現行料金の約10%UP

2 し尿処理手数料の改定についての基本的な考え方

本組合においては、住民から徴収したし尿処理手数料（し尿くみ取り券）を、し尿くみ取り委託業者（5者）に対して、し尿収集運搬業務委託料として支払ってきました。これは、し尿処理手数料の受益者負担にかかる経費は、し尿処理事業（収集運搬及び中間処理）全体ではなく、収集運搬にかかる委託経費にのみ充当されているためです。

他の生活排水処理の形態である浄化槽においては、浄化槽汚泥の収集運搬経費は、受益者負担であり、下水道においては、雨水公費・汚水私費の原則により、下水道使用料として受益者負担となっています。

また、京都府内においては、一部行政負担をしている自治体もありますが、本組合においては、前述の考え方により、過去から全額を受益者負担としています。

3 し尿くみ取り手数料の算出に係る基礎数値について

▷収集運搬作業に係る経費（人件費や収集車両に係る経費）

○前回（平成26年）改定時からの主な変動事項

項 目		今回算定時	平成26年改定時	増 減
人 件 費 （公共工事設計労務単価）	運 転 手	22,000 円	15,900 円	6,100 円、38.4%
	普通作業員	22,300 円	16,100 円	6,200 円、38.5%
	軽 作 業 員	15,300 円	12,000 円	3,300 円、27.5%
軽 油 価 格		155 円/ℓ	145 円/ℓ	10 円/ℓ、 6.9%
車 両 価 格		9,640,000 円	6,300,000 円	3,340,000 円、53.0%

4 検討経過及び今後の予定

令和6年 5月	京都南部環境事業協同組合（し尿等くみ取り業者で構成）津路理事長から要望書の提出 ・し尿くみ取り料金の改定、浄化槽汚泥投入手数料の撤廃、仮設トイレの基本料金の創設
令和6年 5月	京都府内市町村等に電話聞き取り ①手数料及び委託料の金額等、②仮設トイレの基本料金の有無、③浄化槽汚泥投入手数料の有無
令和6年 5月	市町村衛生主管課長会議 ・過去の検討経過、検討方法 ・市町村における公共料金の改定状況、負担方法等の意向調査の実施
令和6年 7月	市町村衛生主管課長会議 ・積算の結果143円/10ℓ ・本積算結果について、各市町村において検討し、8月末までに意見等徴取する
令和6年 8月	幹事会
令和6年 8月	定例理事会
令和6年 8月	し尿くみ取り手数料の改定（案）について、各市町村の意見等の確認 →意見なし
令和6年 9月	京都南部環境事業協同組合と基本的な考え方について合意
令和6年10月	幹事会
令和6年10月	市町村衛生主管課長会議
令和6年10月	定例理事会 ・143円/10ℓに料金改正することで決定し、令和7年2月組合議会定例会に条例の一部改正案を提出する
令和6年10月	京都南部環境事業協同組合と143円/10ℓに料金改正することで合意
令和6年11月	議会全員協議会
令和6年11月～	パブリックコメントの実施（11月28日～12月27日）
令和7年 2月	条例改正議案を提出予定
令和7年 2月	廃棄物処理規則等の一部改正〔市町村〕
令和7年 5月～	料金改正について住民への周知 ・広報誌掲載（第一報）〔市町村〕、ホームページ〔市町村・組合〕
令和7年 8月	新券発売
令和7年10月	新料金143円/10ℓ

5 し尿くみ取り、浄化槽及び下水道受益者負担額シミュレーション

生活排水の処理方式としては、し尿くみ取り、浄化槽及び下水道の三方式があり、その三方式それぞれについて、それらに必要な費用（設置、維持管理、水道・電気料など）を総合的に比較検討し、その受益者負担額を算出するものです。

これらにかかる必要な費用を比較することは、制度の趣旨、処理内容が異なるため困難ですが、あえて、試算を行うと概ね次のとおりとなります。

三方式の必要費用		
	受益者負担額の比較 (1か月あたり)	負担額の内訳(4人家族)
し尿くみ取り	3,578円	2.33ℓ/日×4人×30日×12.8円/ℓ=3,578円
	3,998円	2.33ℓ/日×4人×30日×14.3円/ℓ=3,998円
浄化槽	5,642円	保守点検(年3回)18,000円+清掃(年1回、2.5㎡)39,000円(3㎡×13,000円)円+法定検査5,000円 計 67,700円/12月=5,642円 ※別途、設置費用・電気料金・水道料金が必要
公共下水道	3,988円	(1,300円+15㎡×155円)×1.1=3,988円 木津川市下水道使用料：基本料金10㎡まで1,300円、11㎡以上20㎡まで145円、20㎡以上30㎡まで155円 ※別途、接続工事費用と水道料金が必要

（参考資料１）し尿収集に係る相楽広域行政組合の状況

	令和5年度	平成26年度 （前回改定年）
人口	122,936人	118,603人
年間し尿搬入量	4,311.28kl	7,851.24kl
し尿人口	5,076人	8,032人
1人当たり排出量（原単位）	2.33ℓ	2.68ℓ
下水道人口	107,943人	97,496人
浄化槽人口	13,020人	9,894人

※人口（処理形態別人口）は各市町村からの報告による
し尿搬入量は実績値

（参考資料２）京都府内のし尿くみ取り手数料の状況

令和6年5月22日～27日に電話による聞き取り調査

団体名 項 目		相楽広域行政 組合	京田辺市	城南衛生管理 組合	長岡京市 （乙訓環境衛 生組合）	向日市 （乙訓環境衛 生組合）	大山崎町 （乙訓環境衛 生組合）	亀岡市	南丹市 （船井郡衛生 管理組合）	京丹波町 （船井郡衛生 管理組合）
手 数 料	単 価	128円/10ℓ	60円/10ℓ	900円/月 （一般家庭） 1,300円/90ℓ （事業所）	150円/人/月 （一般家庭） 800円/90ℓ （事業所）	150円/人/月 （一般家庭） 800円/90ℓ （事業所）	150円/人/月 （一般家庭） 830円/90ℓ （事業所）	15円/ℓ	242円/18ℓ	242円/18ℓ
	単 価 （10ℓ換算）	128円/10ℓ	60円/10ℓ	144.4円/10ℓ （事業所）	88.9円/10ℓ （事業所）	88.9円/10ℓ （事業所）	92.2円/10ℓ （事業所）	150円/10ℓ	134.4円/10ℓ	134.4円/10ℓ
委 託 料 （令和6年調査結果）	収集運搬体制	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託
	単 価	128円/10ℓ	143円/10ℓ R4年度： 16,170,726円	1,487,800円/台/月をベースに業者ごとの収集量や1日あたりの収集回数（何往復できるか）などを勘案して算出 R4年度：1億5,300万円（受付業務1,200万円を含む）	1,231.56万円/台（（有）長岡美装社）	年間契約 195万円/月×1.08×12か月＝25,272,000円	事業所は、くみ上げた量の70％分。一般家庭分は、件数×約5,000円/年×1.1	毎年、原価計算により算定	242円/18ℓ ※遠距離加算分は、組合が業者に支払。（11円～31円）	242円/18ℓ ※遠距離加算分は、組合が業者に支払。（11円～31円）
	単 価 （10ℓ換算）	128円/10ℓ	143円/10ℓ	—	—	—	—	—	134.4円/10ℓ	134.4円/10ℓ
	改定状況	—	—	—	—	—	—	—	—	—

団体名 項 目		綾部市	福知山市	舞鶴市	与謝野町	宮津市	伊根町	京丹後市
手 数 料	単 価	220円/18ℓ	170円/18ℓ	269.5円/18ℓ (一般家庭) 280.5円/18ℓ (事業所)	1,836円/180ℓ 180ℓ超：10.2 円/ℓ	213円/18ℓ →266円/18ℓ 処分費込み	1,400円/180ℓ	2,220円/200ℓ
	単 価 (10ℓ換算)	122.2円/10ℓ	94.4円/10ℓ	149.7円/10ℓ 155.8円/10ℓ	102円/10ℓ	118.3円/10ℓ →147.8円/10 ℓ	77.7円/10ℓ	111円/10ℓ
委 託 料 (令和6年調査結果)	収集運搬体制	委託	委託	許可	直営	委託	委託	委託
	単 価	220円/18ℓ + ※遠距離加算分 (決められた地域の収集量の40%)+緊急加算分(単純な上乗せ分15円/18ℓ)を市が行政負担により業者に支払。	年間契約。作業日数で契約。1業者あたり、収集車2台(1台予備車)で契約。 R4:24,420,000円/業者(4業者有)+予備者保管料385,000円	一般家庭の遠距離加算分は、市が業者に支払。	—	210円/18ℓ →229円/18ℓ (差額の3円は、H23年度に料金改正した時に収集車に計量器をつけたため、その償還代金)	1社と年間契約 12,430,000円 職員の人件費や事務費により毎年見直し。	13.11円/ℓ (端数1円未満切捨) R4年度：185,000,000円
	単 価 (10ℓ換算)	—	—	—	—	116.7円/10ℓ →127.2円/10ℓ	—	131.1円/10ℓ
	改定状況	—	—	—	—	R6.7～改定	—	—

※手数料（従量制）：最高→150円/10ℓ（亀岡市）、最低→60円/10ℓ（京田辺市）、平均（9団体）→113.4円/10ℓ

※委託料（従量制）：最高→143円/10ℓ（京田辺市）、最低→111円/10ℓ（京丹後市）、平均（5団体）→129.5円/10ℓ

(参考資料3) し尿くみ取り手数料及び委託料の推移

単位：円

番号	年月日	手数料10ℓ	委 託 料				備 考
			一般1,800ℓ	一般10ℓ	公用1,800ℓ	公用10ℓ	
1	S47.9.1	25	4,000	22.22	3,000	16.67	
2	S48.9.1	25	5,600	31.11	4,600	25.56	
3	S49.4.1	35	6,300	35.00	5,300	29.44	
4	S49.9.1	35	7,000	38.89	5,300	29.44	
5	S50.4.1	35	8,000	44.44	7,000	38.89	50.9.1実施
6	S51.4.1	45	9,000	50.00	8,000	44.44	51.9.1実施
7	S53.4.1	55	10,000	55.56	9,000	50.00	
8	S56.1.1	60	10,900	60.56	9,900	55.00	55.8.1実施
9	S58.4.1	65	11,800	65.56	10,800	60.00	
10	S61.8.1	67	12,160	67.56	11,160	62.00	・H1.4.1 消費税3%
11	H9.11.1	80	14,400	80.00	13,320	74.00	・H9.4.1 消費税5%
12	H13.4.1	100	18,000	100.00	16,920	94.00	
13	H20.10.1	110	19,800	110.00			・公用券廃止 ・H26.4.1 消費税8%
14	H27.4.1	110	22,680	126.00			・差額分（16 円/10ℓ）は市 町村分担金
15	H27.10.1	126	22,680	126.00			
16	R1.10.1	128	23,040	128.00			・R1.10.1 消費税10%

(参考資料 4) 一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）

総行第 439 号
令和 6 年 9 月 30 日

各都道府県担当部局長 殿
(財政担当課、契約担当課、市区町村担当課扱い)
各指定都市担当部局長 殿
(財政担当課、契約担当課扱い)

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）

標記の件について、別添のとおり、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長から当職あてに、地方公共団体の一般廃棄物処理業務における労務費の適切な転嫁について依頼がありました。

一般廃棄物処理業務を含む地方公共団体の公共調達については、「「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応について（通知）」（令和 6 年 1 月 12 日付け総行第 23 号総務省自治行政局行政課長通知）において、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和 5 年 11 月 29 日内閣官房、公正取引委員会。以下「指針」という。）を踏まえて対応することを周知しています。また、本年 4 月 19 日に「令和 6 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定されたことを踏まえて発出した「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について」（令和 6 年 4 月 19 日付け総行第 200 号総務省自治行政局長通知）において、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応すること、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮すること等、適切に対応されるよう周知してきたところです。

貴職においては、別添の通知の趣旨を踏まえ、廃棄物行政担当部局と必要な連携を図りながら、指針や基本方針を踏まえて対応することにより、一般廃棄物処理業務の委託に係る労務費の適切な価格転嫁を図るようお願いします。

各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

環循適発第 2409303 号
令和 6 年 9 月 30 日

総務省自治行政局行政課長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
(公 印 省 略)

一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（依頼）

市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに処理しなければならないという極めて重い責任を有しており、他者に委託して処理を行わせる場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第 4 条各号に規定する基準（以下「委託基準」という。）に従った委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受託者が処理基準に従った処理を行うことを確保しなければなりません。この場合の委託基準の一つに、「受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」が定められており、この額が不当に低額な額である場合には、不法投棄その他不適切な処理がなされる等、業務の確実な履行に支障を生ずる可能性があることのみならず、働き方改革に対応しつつ物価上昇を乗り越える構造的な賃上げの実現が困難となります。

このため、今般の物価高騰等を踏まえ、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応をお願いするため、各都道府県知事あてに別添の通知を発出しました。

別添の通知に基づく対応を適切に実施するためには、廃棄物行政主管部（局）のみならず、契約担当部（局）や財政担当部（局）も含めて全庁的に連携して取り組んでいただく必要があります。

つきましては、各都道府県及び各市町村において別添の通知の趣旨が改めて徹底されるよう、特段の御配慮をお願いします。

環循適発第 2409302 号
令和 6 年 9 月 30 日

各都道府県知事 殿

環境省環境再生・資源循環局長
(公 印 省 略)

一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。

令和 6 年の春季労使交渉では、賃上げ額、賃上げ率ともに昨年を大きく上回ったところであるが、引き続き、物価上昇を乗り越える構造的な賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の 7 割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要である。

これを踏まえ、内閣官房及び公正取引委員会においては、その取引環境の整備の一環として、令和 5 年 11 月 29 日に、労務費の転嫁に係る価格交渉に関し、地方公共団体を含む「発注者及び受注者それぞれが採るべき行動／求められる行動」について「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（以下「価格交渉に関する指針」という。）として取りまとめたところである。

また、本年 4 月 19 日に「令和 6 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定されたことを踏まえ、「「令和 6 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に準じた措置の実施について」（令和 6 年 4 月 19 日付け 20240415 中第 1 号各都道府県知事宛て経済産業大臣通知）及び「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について」（令和 6 年 4 月 19 日付け総行行第 200 号総務省自治行政局長通知）が発出されており、地方公共団体における入札・契約手続の運用においても、基本方針を十分に踏まえた対応が求められることとなる。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）の施行により、労働時間に関する制度の見直し等を含めた働き方改革が総合的に推進されており、労働施策基本方針において、働き方改革によって生まれる生産性向上の成果

を働く人に分配することにより、賃金の上昇と需要の拡大を通じた成長と分配の好循環を実現し、国民一人一人の生活の向上を目指すこととされている。

ついては、価格交渉に関する指針、基本方針及び上記通知等を踏まえ、一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための重要事項について、下記のとおりとりまとめたので、貴職におかれても必要な措置の実施に努めるとともに、貴管内市町村に対し、周知徹底をお願いしたい。

記

1. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格等

市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第 3 条各号に規定する基準（以下「処理基準」という。）に従って処理を行い、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任を有する。

市町村の処理責任については、市町村が自ら一般廃棄物の処理を行う場合のみならず、他者に委託して処理を行わせる場合でも、市町村は引き続き同様の責任を負う。このため、市町村は、廃棄物処理法施行令第 4 条各号に規定する基準（以下「委託基準」という。）に従った委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受託者が処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならない。この場合の委託基準には、業務の遂行に足る施設、人員及び財政的基礎を有し、業務に関する相当の経験を有する適切な者に対して委託すること等の受託者としての要件に加え、「受託料が受託業務を遂行するに足る額であること」が定められており、環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性にかんがみ、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視しているものである。この額が不当に低額な額である場合には、不法投棄その他不適切な処理がなされる等、業務の確実な履行に支障を生ずる可能性があることのみならず、働き方改革に対応しつつ物価上昇を乗り越える構造的な賃上げを実現することが困難となることに留意が必要である。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 7 条第 1 項の規定による許可を受けた者及び同条第 6 項の規定による許可を受けた者の一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に係る料金については、同条第 12 項の規定により、各市町村が条例で定める一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならないとされている。

このため、一般廃棄物処理業者が市民又は事業者から受け取る料金に対して労務費、原材料費、エネルギーコスト等が適正に転嫁されるためには、各市町村において必要に応じて適切な環境整備が行われる必要があることに留意されたい。

2. 価格交渉に関する指針、基本方針を踏まえた一般廃棄物処理業務の委託の入札・契約 手続の運用における留意事項について

価格交渉に関する指針、基本方針を踏まえた一般廃棄物処理業務の委託の入札・契約手続の運用において、特に留意すべき事項は次のとおりである。

(1)「発注者として採るべき行動／求められる行動」について（価格交渉に関する指針「発注者としての行動③」関係）

発注者が、労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、関係者がその決定プロセスに関与し、経済の実態が反映されていると考えられる、以下のような公表資料に基づくものとする。

また、受注者がこうした公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重し、仮にこれを満額受け入れない場合には、その根拠や合理的な理由を説明することが求められる。

これらを踏まえ、市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合等、地方公共団体における入札・契約手続の運用においても、これらを十分に踏まえた対応が求められる。

（関係者がその決定プロセスに関与し、経済の実態が反映されていると考えられる公表資料の例）

- ・ 都道府県別の最低賃金の上昇率
- ・ 春季労使交渉の妥結額やその上昇率
- ・ 国土交通省が公表している公共工事設計労務単価における関連職種の単価やその上昇率
- ・ 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃（令和6年国土交通省告示第209号）

これらのほか、経済の実態が反映されていると考えられるものとして、以下の資料も参考となる。

- ・ 厚生労働省が公表している毎月勤労統計調査に掲載されている賃金指数、給与額やその上昇率
- ・ 総務省が公表している消費者物価指数
- ・ ハローワーク（公共職業安定所）の求人票や求人情報誌に掲載されている同業他社の賃金

(2)ダンピング防止対策、適切な予定価格の作成等に関する事項（基本方針第2「4」関係）

官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成、最低制限価格制度等の適切な活用、最低賃金額の改定

や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に係る契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施等の適切な対策を講ずることが求められる。

これらを踏まえ、一般廃棄物処理業務の委託契約に際しては、需給の状況、原材料費及び人件費（社会保険料相当額を適切に含み、かつ、各都道府県における最低賃金の改定額についても反映した額）等最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成することが求められる。

(3)労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応に関する事項（基本方針第2「4」（5）関係）

経済財政運営と改革の基本方針 2024（令和6年6月21日閣議決定）において、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁が行われるよう、官民双方で取組を更に強化することとされていることや、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日策定）の趣旨を踏まえ、以下の対応が求められている。

- ・ 物件及び役務の契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応すること。また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮すること。

一般廃棄物処理業務の委託契約においても、これらを踏まえ、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に関する、契約後の状況の変化に応じた必要な契約変更の実施が求められる。

3. 令和6年度地方財政計画について

地方財政計画は、総務省において地方交付税法（昭和25年法律第211号）第7条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、地方財政計画を通じて地方の財源を保障し、地方交付税や地方債などにより各地方公共団体に対して財源保障をするものである。

令和6年度地方財政計画においては、物価高への対応として、ごみ収集や学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費（単独）に300億円が計上（普通交付税の単位費用措置を3%程度引上げ）されているところである。

一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための取組については、こうした地方財政計画における対応状況も踏まえ、廃棄物行政主管部（局）のみならず、契約担当部（局）や財政担当部（局）も含めて全庁的に連携して対応されたい。